

児童厚生二級指導員 申請手続について

(H30 年度版)

1. 必要書類

(1) 児童厚生二級指導員 資格申請書

※太枠内に「署名 or 印」欄のない資格申請書は使用できません。

(2) 基礎研修の理論科目（9科目）と実技科目（必修3科目、選択必修1科目の合計4科目）の履修を証明する書類（原本またはコピーのいずれか）

※履修した科目の有効期限は、それぞれ履修日より10年間です。

例：履修日 平成30年6月10日 → 有効期限 平成40年6月9日

※旧体系科目は、以下のとおり読み替えることができます。

現行の科目名	読み替えられる旧体系科目	
児童館論Ⅰ	← 児童館論（平成28年度まで実施）	児童館・児童クラブ論 （平成22年度まで実施） ※2科目分として読み替え可能
児童館論Ⅱ	← 放課後児童クラブ論 （平成28年度まで実施）	
配慮を要する児童の対応	← 児童福祉援助技術総論（平成25年度まで実施）	
ゲーム・運動遊び	← 野外活動 身体表現活動* 科学遊び*	
表現活動	← 造形表現活動 音楽表現活動 身体表現活動* 科学遊び* 児童文化財活用法	

*旧体系「身体表現活動」「科学遊び」はどちらの科目にも読み替えることができます。

※ゲーム・運動遊びに関しては、次の証書を履修証明書類とすることができます。

（資格認定証一種類につき一科目分に充当可能）

- ①日本レクリエーション協会が認定する「レクリエーション・インストラクター」以上の資格認定証
- ②日本キャンプ協会が認定する「キャンプ・インストラクター」以上の資格認定証
- ③日本シェアリングネイチャー協会が認定する「公認ネイチャーゲームリーダー」以上の資格認定証

※救急法に関しては、次の証書を履修証明書類とすることができます。

- ①各市町村の消防署が実施する「普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」以上の修了証、または「市民救命士」等の認定証
- ②日本赤十字社の各県支部が実施する「基礎講習修了者」「赤十字救急法救急員」の認定証

2. 費用

(1) 5,000円 ※内訳 申請料2,000円、登録料3,000円

(2) 振込先 ①銀行名 秋田銀行 本店営業部
②口座番号 普通預金 961957
③口座名 秋田県児童館等連絡協議会

(3) 書類審査後、資格認定証の発行まで1ヵ月程度かかりますので、ご了承ください。

※申請と同時に財団個人会員に入会される方は上記5,000円のほか、年会費3,000円（入会金2,000円は免除）をお支払いください。

～職員部会のご案内～

秋田県児童館等連絡協議会 職員部会は、秋田県内の児童厚生員・クラブ指導員・保育士などで構成されており、他の市町村との情報交換や連携を深める為に交流をおこなっています。また、年に2回「県児連だより」（広報紙）を発行します。

部会費は、年会費500円です。より多くの皆様のご入会をお待ちしております。

秋田県児童館等連絡協議会

TEL 018-865-1161

FAX 018-865-1110